

松戸市地域防災計画

大規模事故編 (案)

平成 22 年度修正

松戸市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 計画の策定方針	大-1
1 計画の目的	大-1
2 計画の対象	大-1
第2節 対策の基本方針	大-2
1 基本方針	大-2
2 対策の実施者と各機関の役割	大-2
3 市の防災体制	大-2
4 災害救助法の適用	大-2

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画	大-3
1 予防計画	大-3
2 応急対策計画	大-4
第2節 危険物等災害対策計画	大-6
1 予防計画	大-6
2 応急対策計画	大-6
第3節 航空機災害対策計画	大-8
1 予防計画	大-8
2 応急対策計画	大-8
第4節 鉄道災害対策計画	大-10
1 予防計画	大-10
2 応急対策計画	大-10
第5節 道路災害対策計画	大-12
1 予防計画	大-12
2 応急対策計画	大-12
第6節 放射性物質事故対策計画	大-14
1 放射性物質事故の想定	大-14
2 予防計画	大-15
3 応急対策計画	大-15

第1章 總 則

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

地域防災計画は、地震災害、風水害等の自然災害に対して、住民の生命、身体及び財産を保護するため策定されたものである。しかしながら、近年における市街地の開発、社会基盤の整備等による社会の高度化、複雑化に伴い、社会的な事故の発生により市民生活に多大な影響を及ぼすようになり、市の機能をもって対処する必要がでてきた。

そこで、地域防災計画（大規模事故編）を策定し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、予防対策、応急対策等を定めることにより、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る。

2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。

なお、その他の大規模事故に類する災害については、この計画を適用するとともに、本計画に規定されていない事項は、風水害等編を準用する。

計画の対象とする災害

大規模火災	危険物等災害	航空機災害
鉄道災害	道路災害	放射性物質事故

第2節 対策の基本方針

1 基本方針

大規模事故は、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的で、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網等が機能している場合が多い。

また、住民生活への影響範囲も大きくはなく、事故そのものへの対応が中心となる場合が多い。そのため、大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

大規模事故災害への基本方針

- 一刻も早く人命救助と二次災害の防止を図ること
- 正確な情報を収集し、事故の影響から住民等の安全を図ること
- 被災した住民等へ必要な支援を行うこと

2 対策の実施者と各機関の役割

大規模事故災害対策は、原則として、第1に事故の原因者、所管施設の管理者、第2に消防局、警察署等が、救助、救急、消火等の対策を実施することになる。

事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

各機関の業務大綱及び所掌事務は、地域防災計画（風水害等編）の規定に準ずるものとする。

3 市の防災体制

大規模事故が発生した場合は、総務企画本部が中心となって、情報収集、連絡、職員の動員等を行う。

大規模事故の状況により、消防以外の複数の部課による組織的な対応が必要な場合は、市長を本部長とする事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

大規模事故への対応体制

大規模事故発生	消防局・警察署等による対応
情報の収集等が必要な場合	必要に応じて警戒本部を設置（注意配備～警戒配備）
被害が大きく、市の対応が必要な場合	事故災害対策本部の設置（第1配備～第3配備）

4 災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用は、多数の住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の住民等が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続して避難を要する場合や救出に特殊な技術を要する場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

【基本方針】

市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は、消火や避難が困難となり、現場の特性に応じた対策活動が重要となる。そのような大規模な火災に対する対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	都市整備本部、消防局
2 応急対策計画	消防局、総務企画本部、市民環境本部、警察署、消防団

1 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等の法令に基づき、建築物の不燃化を促進する。

(2) 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽化した木造住宅が密集した地区は、延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成する面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査

年間査察計画に基づき、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(4) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

イ 点検が必要とされる特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(5) 住宅防火対策

消防法による住宅用火災警報器等の設置義務をふまえて、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するよう指導とともに、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発を行う。

(6) 大規模・高層建築物等の防火対策

大規模・高層建築物等の管理権原者又は関係者に対し、(4)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

ウ 防災管理制度（消防法第36条）による防災管理の実施

(7) 文化財の防火対策

文化財の所有者又は管理者は、火災の発生を報知し、迅速な消火活動ができるよう設備の設置・整備を行うとともに、火災の発生を未然に防止するため、適切な防火管理を行う。

ア 消防設備の設置・整備

(ア) 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等

(イ) 自動火災報知設備、漏電火災警報器等

イ 防火管理

(ア) 定期的な巡視と監視

(イ) 危険箇所について消防機関から指導を受ける。

(ウ) 防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成する。

(オ) 毎年1月26日の文化財防火デーを中心に、消防機関及び教育委員会等と連携を図り、文化財建造物の消火訓練を行う。

2 応急対策計画

(1) 火災警報の伝達

市長は、気象状況が次のいずれかに該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令し、基準以下となったときは解除する。(松戸市火災警報規程)

消防局は、火災警報の発令及び解除の信号を行う。

<火災警報の発令基準>

- ① 実効湿度が60パーセント以下、最小湿度が30パーセント以下で、最大風速が毎秒10メートルを超える見込みのとき。
- ② 平均風速毎秒13メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ③ 前各号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防局長認めるとき

(2) 情報収集・伝達体制

消防局、総務企画本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(3) 消防活動

消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(4) 救助・救急

消防局は、火災現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(5) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

(6) 避難

市長、消防局長等は、火災が拡大し危険な区域に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民環境本部は、安全な地域に避難所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等

の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力する。

(7) 救援・救護

市民環境本部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(8) 広報活動

総務企画本部は、火災発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

第2節 危険物等災害対策計画

【基本方針】

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものを行う。

危険物：消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの

(例)石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第1条の12に規定されているもの

(例)紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

火薬類：火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの

(例)火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

高圧ガス：高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの

(例)液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの

(例)毒物(シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	消防局
2 応急対策計画	消防局、総務企画本部、市民環境本部、警察署、消防団、県民センター

1 予防計画

(1) 事業所

県及び関係機関の指導に基づいて、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、防災体制を確立する。

(2) 消防局

ア 予防査察

危険物及び指定可燃物について、消防法その他法令に基づき立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物等の規制を実施する。

イ 事業所防災対策の強化

危険物施設の管理者等に対し、危険物施設の規模に応じて、危険物保安監督者等の選任、予防規定等の作成、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概的情報

を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、二次災害の防止等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

消防局は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急道路交通の確保を図る等的確な交通規制を図る。

(5) 避難

市長、消防局等は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民環境本部は、安全な地域に避難場所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援・救護

市民環境本部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

総務企画本部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

第3節 航空機災害対策計画

【基本方針】

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出することにより被害の軽減を図るため、応急対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	消防局
2 応急対策計画	消防局、消防団、総務企画本部、市民環境本部、健康福祉本部、警察署

1 予防計画

市は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、市立病院、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

(4) 遺体の収容

健康福祉本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(5) 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。市は、広報活動に協力する。

(6) 避難

市長、消防局等は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民環境本部は、安全な地域に避難場所を開設し、収容する。

(7) 防疫・清掃

遭難機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。

健康福祉本部は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

(8) 広報活動

総務企画本部は、事故発生状況や地域への影響等について、広報車を活用して広報する。

(9) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第4節 鉄道災害対策計画

【基本方針】

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
2 応急対策計画	消防局、消防団、総務企画本部、市民環境本部、警察署、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 予防計画

東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。

また、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、住民等の救出のため、担架等必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、松戸市医師会、松戸歯科医師会、市立病院、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、迂回路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

(5) 避難

市長は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民環境本部は、安全な地域に避難場所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

(6) 広報活動

総務企画本部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(7) 代替輸送

事故災害が発生した鉄軌道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第5節 道路災害対策計画

【基本方針】

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	都市整備本部、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 応急対策計画	消防局、都市整備本部、総務企画本部、市民環境本部、警察署、消防団、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所

1 予防計画

(1) 道路構造物の被災防止

都市整備本部及び各道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資器材の保有に努める。

(2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防護具を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。また、荷重積載の防止や運転手の健康管理等を指導する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

総務企画本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、道路管理者と協力して、危険物の拡散防止及び防除等を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

消防局は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去や迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

(5) 避難

市長、消防局等は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して、避難勧告又は避難指示を発令し、市民環境本部は、安全な地域に避難場所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 広報活動

総務企画本部は、事故発生状況や周辺への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(7) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第6節 放射性物質事故対策計画

【基本方針】

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

【対策担当】

項目	担当
1 放射性物質事故の想定	-
2 予防計画	消防局、総務企画本部
3 応急対策計画	消防局、総務企画本部、市民環境本部、健康福祉本部、消防団、警察署、県松戸健康福祉センター

1 放射性物質事故の想定

(1) 核燃料物質使用事業所における事故の想定

市内には、核燃料物質使用事業所はないため、これらの施設から人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等の事故は想定できるが、市域への影響はないものと想定する。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

(3) 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県、茨城県に所在している。当該施設の事故発生時の影響範囲については、両県とも重点的に防災対策を実施する地域を施設から最大でも10km以内としており、市内への直接的な影響はないと考えられる。

2 予防計画

(1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、県、市、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(3) 放射性物質事故発生時の体制整備

市は、次の対策の実施を検討する。

ア 専門知識等に関する助言が受けられる体制

イ 被爆治療可能施設の把握

ウ 防護資器材の整備

エ 待避施設の選定

オ 住民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制

カ 防災関係者への放射性物質事故の教育、住民への知識の普及、訓練の実施

3 応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達体制

ア 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

(ア) 事故発生の時刻

(イ) 事故発生の場所及び施設

(ウ) 事故の状況

(エ) 放射性物質の放出に関する情報

(オ) 予想される被害の範囲及び程度等

(カ) その他必要と認める事項

イ 被害状況の報告

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、消防局は、国、県、市、警察などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 緊急時のモニタリング活動の実施

県が、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握するので、市はそれに必要な協力をを行うものとする。

モニタリング項目は次のとおりである。

- ア 大気汚染調査
- イ 水質調査
- ウ 土壌調査
- エ 農林水産物への影響調査
- オ 食物の流通状況調査

(3) 消火活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防局は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 避難

ア 退避施設の選定

総務企画本部は、住民への影響がある場合、コンクリート屋内退避施設を選定し住民に周知する。

イ 退避誘導

総務企画本部は、放射性物質の影響等について、専門家の指導及び助言を受けて影響を受ける区域の住民に対して、立入禁止区域、避難勧告又は避難指示を発令し、市民環境本部は安全な地域に避難場所（待避施設）を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

屋内退避及び避難等に関する指標例

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面又は肺の等価線量 プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらの

うちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

「原子力施設等の防災対策について」(平成15年7月一部改訂, 原子力安全委員会)より

(5) 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(6) 広報活動

総務企画本部は、周辺住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

市民環境本部は、住民等からの問い合わせに対応する。

(7) 健康被害の調査

健康福祉本部は、住民等の健康被害について、県松戸健康福祉センター等と協力して調査を行う。

